
平成28年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成28年6月14日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成28年6月14日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第2号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
日程第3 議案第3号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第4 議案第4号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第7号 周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定について (委員長報告)
日程第6 発議第1号 周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
日程第7 柳井地区広域消防組合議会議員の辞職の件
日程第8 議員派遣について
追加日程第1 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第2号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
日程第3 議案第3号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第4 議案第4号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第7号 周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定について (委員長報告)
日程第6 発議第1号 周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
日程第7 柳井地区広域消防組合議会議員の辞職の件
追加日程第1 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙
日程第8 議員派遣について

出席議員(15名)

2番 平川 敏郎君	3番 田中隆太郎君
4番 広田 清晴君	5番 久保 雅己君
6番 中本 博明君	7番 魚原 満晴君
8番 今元 直寛君	9番 松井 岑雄君

10番 平野 和生君
12番 濱本 康裕君
14番 小田 貞利君
16番 荒川 政義君

11番 吉田 芳春君
13番 新山 玄雄君
15番 尾元 武君

欠席議員（1名）

1番 魚谷 洋一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 大川 博君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	西本 克也君
副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	奈良元正昭君
産業建設部長	池元 恭司君	健康福祉部長	平田 勝宏君
環境生活部長	佐々木義光君	久賀総合支所長	松田 博君
大島総合支所長	奥村 正博君	東和総合支所長	中田 兼歳君
橘総合支所長	青木 一郎君		
会計管理者兼会計課長			木村 秀俊君
教育次長	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	藤田 隆宏君
総務課長	中村 満男君	財政課長	重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。6月6日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は3名であります。通告順に質問を許します。11番、吉田芳春議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 11番、吉田でございます。今回は、町内の主要道路における落石の安全対策と、中学校統合の方向性と、地方創生の取り組みについて、以上3点についてお尋ねいたします。

まず、主要道路、国道、県道、町道、農道、林道における落石と安全対策についてお尋ねいたします。

去る4月4日に、島根県の邑南町戸河内の県道で通行中の軽自動車に直径約1メートルの落石が直撃し、助手席に乗っていた山口県内の女子大学1年生が死亡する事故があり、県道を管理する県は、同じ道路で9年前にも落石事故があったと発表しております。

今回の崩落現場には防御ネットも、金網も、モルタルの吹き付けもされておりました。島根県知事は、県道管理責任者として責任を認めて陳謝し、賠償の必要性についても検討する考えを示しております。

本町の国道437号線の長浦地区に落石注意と表示した看板が数年前から設置されていますが、この最近、歩道寄りに設置していた看板は車道寄りに設置場所を変えています。住民の方から、落石注意とはどのように注意して通行したらよいのかわからないとの質問がありました。私も具体的にどのように注意したらよいのかわかりません。道路管理者は、落石注意の看板を設置し事故が起きた場合、通行車が注意を怠って起きた事故は通行車の責任になるのでしょうか。地盤が緩んでいる雨の日とか、雨上がりなどは通行を避けるなどして注意をすることでしょうか。通行するときは、常に崖から石が落ちてこないか注意して通行するしかないのでしょうか。

落石注意の立て看板の標識で落石防止の安全対策は十分確保されているのか、お尋ねいたします。

また、町内の主要道路に落石注意と表示されている箇所は現在何カ所あり、今後、落石防止の安全対策として、防御用ネットの設置やモルタル吹き付け等の工事をされる予定があるのか、お伺いいたします。

また、落石注意の表示があっても、万が一事故が起きた場合、落石注意を怠った通行者に責任があり、道路管理者への責任についてはどのように対処するのか、所見をお伺いいたします。

また、地元の方が散歩道としている農地保全道の法面から小石が道路に落石している箇所があります。安全パトロールを実施し、今にも落ちそうな石は事前に落とすとかの対策は行っておりますか、お尋ねいたします。

次に、中学校統合の方向性についてお尋ねいたします。

まず初めに、私は、特定の中学校の校舎に統合したらよいとか、中学校の統合推進あるいは反

対とかではなくて、将来の子供たちのため、統合の方策・方向性についてお伺いするものでありますので、誤解がないようお願いいたします。

今から9年前、小中学校統合問題推進協議会は、それまでの保護者説明会32回、統合問題懇談会16回、そして、議会全員協議会等への説明後、平成19年4月9日に、教育委員会に対して答申を行っております。

答申は、中学校統合のあり方について慎重審議を行った結果、平成29年4月に1校への統合を目指す、社会情勢の変化や保護者・地域の声に配慮しながら進むこととなっておりますが、この答申を今現在どのように認識されていますか、お伺いいたします。

中学校統合を進めるに当たり、保護者、小中学校教職員、学校運営協議会委員、生徒等に対するアンケート調査を実施し、中学校統合に関する基礎資料にするため、中学校統合に関する町民意識調査報告書が昨年11月に公表されてから、いまだもって中学校統合の方向性が示されていません。示されているのは、各学校運営協議会の意見集約やPTA等のヒアリングを参考に、教育委員会会議で協議し、中学校統合問題の案をことしの11月に作成するとしておりますが、計画どおり進んでいますか、進捗状況についてお尋ねいたします。

10年前から学校統合についてはいろいろと協議されています。学校がその地域からなくなってしまうことで地域が衰退してしまうおそれがありますが、地域の活性化は学校だけがその役割を負うものではなく、学校も含めた地域全体で役割を負うものだと思います。地域全体で子供を育てるといった意識をさらに高めていくことが、地域の活性化策の一つであると思います。

学校統合のメリット・デメリットや、国が示している1学年2学級が望ましいとされています。2学級以上のクラスの場合クラス替えもできますが、1学級では小学校の入学から中学校卒業まで同じクラスになりますと、いじめの問題や、新たな友達の出会いの場も広がりが期待できません。ある意味では、よきお友達に過ぎません。お互いに切磋琢磨し成長することが大切だと思います。

確かに小規模・少人数校は、より一人一人に応じたきめ細かな指導ができるなどの良さはありますが、学校で身に付けなければならない力は、学力や技能のほかに、将来を生き抜くたくましい人間力であると思います。こうした総合的な力を育てていくことは、小規模校よりも適正な規模の学校、生徒数、教職員集団のほうがより効果があると思います。

これらのことを踏まえ、アンケート結果を尊重、重視し、教育委員会として主体的に結論を出すべきだと思います。アンケートでは、統合したほうがよい、統合しないほうがよいは拮抗しております。教育行政を預かる教育委員会としてリーダーシップを発揮すべきであると思います。御見解をお伺いいたします。

特に、二、三年後に中学校へ入学することになる小学校4年生以上の児童の保護者から、中学

校統合の結果を気にしています。また、郡内の全中学校の生徒が約250人不足になった現状を直視し、一刻も早く中学校統合問題を解決して、教育活動の質を高め、総合的な力を育み、学力や技能のほかに、将来を生き抜くたくましい教育環境で勉学できるよう、教育委員会として中学校を統合するのもしないのか。統合するのであれば、どこの中学校にいつから統合するのかを早く結論を急ぐべきであります。

今後、どのように対応されるのか、再度お尋ねいたします。

なお、統合賛成系の意見を踏まえて、統合校舎は久賀中学校となっていますが、他の中学校の統合校舎になった場合、今から2年前の平成26年に、約7億800万円で新校舎を改築した久賀中学校の校舎をどのように活用される予定であるのか、お尋ねいたします。

もし仮に各学校運営協議会の意見が集約できなかつたら、中学校の統合は白紙撤回となるのか、お尋ねいたします。

なお、参考までに近隣の柳井市は、柳井中学校、柳井西中学校、柳井南中学校、そして大畠中学校の4校であります。平生町は平生中学校、田布施町は田布施中学校、上関町は上関中学校で、それぞれ中学校は1校であります。

次に、国・地方を挙げて地方創生の取り組みが進められています。周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略をどうにかして具現化していくことにより、将来にわたって成長する力を取り戻すことが必要であります。このたびの取り組みにおいて、地方創生のキーワードであります地域内企業の生産性の向上に向けた総合的な事業活動の支援を行う地方創生専門のコンサルティング会社、株式会社YMF G ZONEプランニング及び株式会社山口銀行と、地方創生に関する包括連携協定を周防大島町と締結いたしました。まことに意義深いものがあると思います。先の行政報告でも説明がありましたが、締結の目的、包括協定の主な内容と今後の展開についてお尋ねいたします。

以上、明快な御回答をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんから3点にわたる質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

学校の統合問題につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、落石注意の標識のことについて御質問をいただいておりますが、この前段の部分につきましては、国道・県道の問題でございましたので、これは道路管理者が県ということで、山口県のほうからの回答をいただいておりますので、それを御報告したいと思います。

まず、1点目の国道437号線、長浦地区にあります落石注意の看板については、平成25年6月の落石時に、道路利用者への落石に対する注意喚起のために設置にされたものでありまして、

現在は道路法面に目立った浮石等は確認できておらず、安全が確保されているというふうを考えるというふう聞いております。

2点目の表示箇所につきましては、町内の県の管理いたします道路に8カ所、国道437号線に1カ所、大島環状線に6カ所、橘東和線に1カ所設置されておりまして、このうち対策が必要な箇所につきましては、対策事業を既に実施しているというふう聞いております。

3点目の落石注意の表示は、過去に落石等が確認されたが継続的な落石等の危険性がなく、即時の対応が不要と判断される箇所について、道路利用者に対する注意喚起のために表示しているということでございまして、落石が発生した場合は、必要に応じて通行制限を行い、道路利用者への安全の確保に努めるというふうなことで、以上、3点につきましては県のほうから伺っているところでございます。

次に、町道につきましては、現在、国の交付金事業を活用し、道路ストック点検の一環として、道路の法面の点検を進めているところでございます。平成27年度の繰越事業におきまして、幹線道路を中心として20路線、10キロメートル分の点検を、420万円の委託料をかけて実施をいたしております。平成28年度以降につきましても順次点検を進めていく計画でございます。

今後は、点検と並行し、調査結果をもとに安全対策を実施したいと考えておりますが、町道は855路線、総延長470キロメートルでございますので、町といたしましては、緊急度・通行量などを考慮し、計画的に対策を行ってまいりたいと考えております。また、その間も、特に危険な箇所は重点的に巡回等を行い、皆様が安全に通行できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、農地保全の御質問をいただきました。

町道山手線、山手1号、山手2号と、ここらあたりのことではないかというふう感じておりますが、安全パトロールにつきましては、久賀総合支所におきまして定期的なものに加えまして、大雨が降った後巡回し、落石、枝等の通行に支障となる障害物はその都度撤去をいたしておるところでございます。

一方、道路上の土砂の取り除きでございますが、竹や木、これらの伐採につきましては、予算を確保し計画的に実施をいたしております。

ただし、町道も本当にもう、すごく多数ありまして、風雨だけではなくて最近はやノシシの影響と思われるような被害も増えておりまして、小石に至るまで迅速かつ完全な清掃・撤去はなかなか難しい状況が発生いたしております。地域住民の皆様にも御協力をいただきながら、今後もできる限り安全な通行ができるよう努めてまいりたいと思います。

3番目でしたが、地方創生の取り組みのほうを先に私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

吉田議員さんから、今こそ地方創生の取り組みということで御質問をいただきました。

本件は、本定例会初日に行政報告をいたしました。再度詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

本町は、5月23日に、立会人として柳居県議会議員、荒川議長、尾元副議長、今元民生常任委員長の御臨席をいただきまして、株式会社山口銀行の次期頭取に内定をいたしております吉村猛常務取締役、そして、株式会社YMF G ZONEプランニングの矢儀一仁社長との3者間における、県内東部地域では初めてとなります地方創生に係る包括連携に関する協定を締結いたしました。

また、あわせて、3月の定例議会でも御議決をいただきました周防大島版CCRCにつきましても、報道発表をしたところでございます。

このたびの協定は、周防大島にひとを増やし、ひとがしごとをつくりまちをつくるという好循環を実現するため、地方創生のキーワードと言われる産官学金労言、要するに産業界、官界、学会、金融機関、そして労働団体、そして言論界という、これらの全てを網羅して地方創生を取り組もうということでございますが、この産官学金労言の金の部分、要するに地域に根差した金融機関の持つ知力やネットワークという大きな力を活用させていただき、緊密な連携と協働によりまして、地方創生を推進するためのものでございます。

なお、この協定の連携協力事項につきましては、地域産業の振興、地域経済の活性化に関すること。2番目といたしまして、起業支援、雇用促進に関すること。3番目として、移住・定住促進に関すること。4番目として、周防大島版CCRCの推進に関すること。5番目として、空き家の活用に関すること。6番目として、その他地方創生の推進に関することといたしております。

今後の展開といたしましては、地域産業の振興、地域経済活性化に関することにおきましては、農業や水産業の担い手確保、経済効果を分析する。そして、起業支援や雇用促進に関することにおきましては、起業支援、そして新たな雇用の創出。3番目の移住・定住促進に関することにおきましては、人の流れの加速化、U J Iターンへの支援。4番目の周防大島版CCRCの推進に関することにつきましては、高齢化に伴う地域課題の解決、そして移住・定住施策のさらなる充実、そして周防大島版CCRC構想の策定・検証、そして生涯活躍のまちの実現をと。5番目として、空き家の活用に関することにつきましては、空き家対策、空き家の有効活用を。そして、6番目として、その他地方創生の推進に関することにおきましては、ボランティアの養成、コーディネーターの設置、地域住民と移住者の一体性の確保等を、連携、協力し、地方創生を、そして周防大島版CCRCを実現してまいりたいと考えておるところでございます。

学校統合の問題につきましては、教育長のほうから答弁いたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。吉田議員さんの中学校統合の方向性についての御質

問にお答えいたします。

一般質問通告書によりますと6項目にわたっておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、平成29年4月に1校統合を目指すのが、社会情勢の変化や保護者・地域の声に配慮しながら進めることという、平成19年4月9日に出されました小中学校統合問題推進協議会の答申書をどのように認識しているかとの御質問ですが、これは、既に前回までの議会答弁でもお答えしておりますように、この答申が当時の住民代表、学校関係者及び議会が参加した議論を踏まえた上で推進協議会が出された答申であり、現在の教育委員会としましても、大変尊重すべきものと考えております。

したがって、昨年度、1校統合を前提としてその是非や統合校舎並びに統合時期等についてアンケート調査を行ったところであります。

次に、アンケート調査後の教育委員会の取り組み状況ですが、既に御説明しておりますとおり、各小中学校の学校運営協議会において、本年11月までに、子供たちがどのような子供に育ててもらいたいかなど、7つの項目について意見集約を現在お願いしております。

4月以降の各学校運営協議会の状況ですが、新年度に入りPTA総会が開催され、新役員体制に移行しておりますが、総会時に当教育委員会に対して説明を求める学校もあり、その際、教育委員会としては次のような説明をしております。

まず、1学期中に意見集約項目のうち、第1の校区の子供たちがどのように育てほしいのか。第2の町内全体の子供たちがどのような子供たちに育てほしいのか。そして、第3の育てたいと願うように子供たちが育つには、どのような学校がよいのか。また、どの程度の学校規模がよいと思うのかの3項目について、意見集約をしていただくようお願いしております。

そして、夏休みの最後の日曜日である8月28日に、各小中学校学校運営協議会の会長、地区代表及びPTA代表の計3名の方に参加していただき、合同学校運営協議会を久賀総合センターにおいて開催する計画としております。

この会において、教育委員会として1中学校に統合した場合の生徒数、学級数、教職員数などの想定される学校概要について説明し、これを参考にした上で、2学期以降に意見集約してほしい残りの項目である第4の中学校1校統合についてどう考えるのか。第5の統合校舎を久賀中学校と想定することについてどのように考えるのか。第6の統合するとしたら時期がいつがよいと考えるのか。そして、第7のその他の提案等について、11月までに意見集約をしてほしい旨を説明してまいります。

次に、国が示している1学年2学級以上が望ましいとされていることなどをもとに、アンケート結果を尊重・重視し、教育委員会として主体的に結論を示すべきであるとの御意見に対する教育委員会の見解ですが、これも既に示しているとおり、アンケート調査結果のうち、保護者の統

合に対する賛否がほぼ2分されているため、先ほど説明したとおり、法律によって設置されております各学校運営協議会における協議をお願いしているところであります。

現在、学校運営協議会によっては、保護者を対象にしたアンケート調査や地区住民を対象とした地区別懇談会を開き、意見集約のための努力をされているところであり、次第に議論が活発化していくものと考えております。

次に、二、三年後に中学校へ入学される現在小学校4年生以上の児童の保護者の方々が、この統合問題の結果を注目しており、教育委員会として早く結論を出すべきであり、対応をどうするのかという御質問についてですが、アンケート調査の意見の中にも、中学校3年の高校受験時期の統合が最も影響を受けるので、配慮してほしいとの御意見がありました。

したがって、統合する場合の準備に要する期間を考慮した統合時期を案として8月学校運営協議会に示し、これを織り込んだ上で協議を行っていただきたいと考えております。

次に、協議の結果、統合校舎が久賀中学校ではなく他の学校になった場合、久賀中学校を今後どのように活用するかとの御質問でございますが、仮にそのような方針になった場合は、他の廃校校舎と同様に、地元住民の方の御意見をお聞きした上で、この校舎の跡地利用について検討することになるかと考えます。

最後に、各学校運営協議会の意見が集約できなかつたら、中学校の統合は白紙撤回となるのかとの御質問ですが、これは今後の議論の進み方によると考えます。

今後の方針決定のスケジュールですが、順調にいけば、11月に各学校運営協議会から出される意向調査について、12月以降に新教育長が、改選後の町長により、同じく改選後の議会の同意を得て任命されますので、教育長が従来の教育委員長を兼ねる新制度に基づく教育委員会において協議することとなります。

この中で、この問題についての方針を打ち出した後、町長が主催する総合教育会議において協議することとなり、その後、この方針を議会に対して示し、最終的な結論を導くことになると考えております。

平成19年4月の統合問題推進協議会の答申及び中学校統合方針は尊重すべきものと考えておりますが、11月に出される学校運営協議会の移行調査票をもとに総合的に判断してまいりたいと考えております。

どのような方針が決定されるにしても、子供たちの将来や地域の未来にとって大変大きな問題ですので、可能な限り多くの方の賛同を得た上で決定していかなければならないと考えております。

以上、吉田議員さんの中学校統合の方向性についての答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 今、中学校の統合に関しましては、子供たちの将来を考えていただきまして、統合するべきか、するべきでないか、また、統合するのであればどの校舎に、いつから統合するのかというような結論を早く出していただきますようお願いいたしまして、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で吉田議員の質問は終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の一般質問、これは4点に対して通告しておりますので、まず第1点、これは長浦リゾート負債の処理についてであります。

バブル期の負債の処理、これは町長が本気に取り組むべきである。ある意味、大きな懸案の一つというふうに考えております。

それで、私たちがリゾート開発の赤字額、全体をつかむことができたのは、昨年、町長が議会側に説明資料として順次出してきた資料をもとに、ああ、こんなにひどい状況なのかということが、うわさでは聞いておりましたが、実際数字としてつかむのは初めてだったというふうに思います。

中身としては、27年末でよろしいんですかね。27年末、1億7,824万8,000円、これが町長から示された残高です。それ以外に、口頭で、いわゆる借入を起こす可能性があることが言われました。それは、借入としては個人借入になるだろうというような状況でありました。

それで、実際的に調べてみると、やはり決算額で損益で大きいのが、平成7年までの負債が大きいという状況が損益計算書で明らかになっております。それがなぜ椎木町長になって初めてわかったのかと。いや、早うわかちよるはずなんです、全体としてはね。歴代町長がつかんでいる証拠ですから。私たち議員が初めて示された中身が、啞然とするような実態なんです。これが1億7,800万円。

それと、新たな借入を起こすということなんで、あと、それぞれ分けて報告していただきたいというふうに思いますが、そのとき、椎木町長がこの負債の償還方法として、実際的には出資金の処理、いわゆる9割等を充てることによって、損益計算上の処分をしたいということが1つでありました。

2つ目として、指定管理料、これがかなり低い関係もあるかどうかわかりませんが、本来なら競うべき管理の状況が、いわゆる競わん方式でやってほしいということを議会のほうに示しました。その結果、同じ会社が同じように行うという状況でありましたが、今年度見直しについて、町長が知っちよる範囲で答弁していただきたいことと、実際、当初言われた方向性、出資金の処

理による債務、これについても町長はかなり難しい面、例えば町長自身が民間企業においては収益とみなされるとか、いろいろなことを言っておりますので、その辺を含めて基本的な部分があれば、聞いておきたいというふうに思います。

次に、中学校1校統合問題であります。

私は今まで、29年の1校統合について無理があるんじゃないかという立場で活動してきました。そして、その結果、皆さん方がアンケートを実施されました。そのアンケートでも、子供たちと父母は、1校統合について実は意見が拮抗しておるという状況でありました。

私は、大事な点、先ほどから出とるような答弁は私は必要ないと思うんですが、教育委員会としての主体性、何かということで誤解があったらいけないので言うちよきたいというふうに思うんですが、教育委員会の主体性というのは、あくまで子供たち、そして父兄の皆さん方にしっかり説明すること、これ以外には私はないと思うんです。特定の意見に取りまとめることが決して教育委員会の主体性があるとは思いません。やはりきちっと父母の皆さん、子供の皆さん方を最後までしっかり聞く場を持たせること、教育委員会としてはですね。私は、率直な意見を募集するしたら、まだ知恵があるというふうに考えておりますので、教育委員会の例えば学校運営協議会に任せるのではなしに、やっぱり教育委員会として率直な声を聞くためにどう知恵を尽くすのか、この点を私は再度聞いておきたいというふうに思います。

それと、小学校や中学校の統合問題については、私は、まちづくりの基本であるというふうに考えております。例えば、小学校通学で歩いて行ける距離から莫大距離が出るとかということになったら、子供たちは大変です。

また、本来なら通学において、例えば自転車通学、これも私は中学校時の体力づくりの一つでもあるという立場でも私は考えております。それが自転車通学では困難な距離のようになっていく。これは、私は子供たちにとっても不幸であると。今から先、いろんな定住促進の方向で考えていかれると思いますが、やはりきちんとそこには町長自身がまちづくりの基本となるのが、1つは中学校の位置の問題や小学校の問題。これを十分、腹の中に落としていただきたい。その立場から質問を通告しておりますので、答弁を求めたいというふうに思います。

次に、定住促進についてであります。

今までも言ってきたんですが、定住促進について周防大島町として独自施策、子育て支援の施策やら、小中学校に対する独自施策、そして空き家の状況や町営住宅等、その課、その班に行ったら全てがわかりますよという体制をとるために、私は力をつけていく必要があると。もしくは班で、そこへ行ったらこの町のまちづくりの方向や全体がわかるような部分、縦線じゃなし横の広がりを持ったいわゆる一つの班、これが私は大事ではないかというふうに思うんです。その点で町長の考えを聞きたいというふうに思います。

次に、イノシシ対策について聞きます。

ここ3年ぐらいずっとイノシシ対策は、本当に重要な問題の一つになっております残念ながら。それで、毎年周防大島町として1,000頭以上をとっていきました。でもしかし、いまだに、ほいじゃいつになったらイノシシ対策が沈静化するのかというのが、残念ながら執行部から出されておられません。これは対策をとっていく上で私は非常に大事な部分じゃないかと。あと何頭ぐらい推定おるんだとか、この1,000頭ずつとっていったら、いつごろまでに終わるのか。それがないと、なかなかまともに処理ができないのではないかとということでもあります。

その点で、イノシシ対策、今までは、例えば山にフェンスをとか、そして、家の周りにフェンスをとか、そしてまた、生き目のいく対策ということで言ってきましたが、今はまだ暗いうちに子供たちの通学時間にはちょっと見当たらん。浮島でちょっとあったようなんですが、見当たらんのですが、やっぱり今から先、餌がなくなってくると、明るいときも、薄暮のときも出てくるという状態があります。まさに安全にかかわる部分であります。

ですから、やっぱり適正な処理を今後とも求めておきたい。これがイノシシ対策に対する私のほうの質問であります。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、広田議員さんのほうからも学校統合問題について質問が出ておりますが、この件につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

1番の長浦リゾート負債の処理についてという御質問をいただいておりますが、長浦リゾート負債の処理の答弁の前に、まず、長浦開発計画と瀬戸内海リゾート株式会社、これについてもう一度詳しく御説明をしておきたいと思っております。

まず、長浦開発計画についてであります。古い話ですが、昭和62年、1987年、総合保養地域整備法、いわゆる当時リゾート法と言われとったものでございますが、これが施行されました。全国各地からリゾート法指定のための候補地として大変たくさん名乗りを上げておったという時代でございます。

山口県内では、柳井・大島地域と他の地域、萩・長門のほうでございますが、これらの2地域が候補地に上げられまして、県と市町村とで連携をとりながら、山口県大規模リゾート構想の指定に向けて進めておりました。

他方、昭和60年、当時の久賀町では、ふるさと交流事業から発展したサザンセット長浦リゾート開発をリゾート企業の誘致として捉え、昭和60年度からスタートしたということでございます。柳井地区の広域市町村圏地域経済活性化計画、並びに室津・大島地域半島振興計画とあわせ

まして、これらの諸計画の中で整合性を図りながら、大島郡4町とともに計画を策定していったという経緯がございます。

まず、第1期事業でございますが、英国風のリゾートホテル、スポーツコミュニティーゾーン、第2期事業として、ゴルフ場、マリーナ等を整備する計画でございましたが、当初の計画でありますリゾートホテルやゴルフ場の建設等が経済情勢の変化、いわゆるバブル崩壊というものでございますが、これによりその計画が頓挫したというところから、大体状況が狂ってきたということでございます。

このため、用地買収等や事業が進捗している中で、旧久賀町では地権者や地元住民との開発計画の約束を果たしていくため、地元久賀町中心のふるさとリゾート開発計画に方向転換をし、国、県の支援を受けながら、当初の整備構想にかわって長浦スポーツ海浜スクエア、これはスポーツ施設でございます。そして、これは平成5年に竣工いたしております。それと、グリーンステイナがうら、これはレストランとか、宿泊とか、合宿施設、これは平成9年に竣工しているものでございますが、これらを整備し、現在に至ってきたということでございます。

近年の本町の観光キャッチフレーズであります瀬戸内のハワイを代表する観光施設・交流施設として運営していることは御案内のとおりでございます。

次に、瀬戸内海リゾート株式会社、第三セクターでございますが、これについてでございますが、これは、同社は、この計画において、サザンセット・サンシャインリゾート構想に位置付けられた民間主導のサザンセット長浦リゾート開発計画を、公共と民間が一体となって推進するため、平成元年10月に県内外の25団体から出資を募って設立されました第三セクターであります。

第三セクターは、平成2年から民間ゾーンのスポーツコミュニティーゾーンから事業に着手したものの、長浦への第1期工事のホテル、スポーツゾーンが完成するまでは、当然のことながら事業収益は得られないということで、第三セクター参画企業からの業務委託、言うならばその大口出資者の業務委託で事業の推進を図ってきたというのが事実でございます。

そして、平成4年には、久賀ハーバーホテル及びホテルに付帯するマリン事業の運営を行ってまいりましたが、当時のバブル経済のおおりに受けまして、第1期の事業計画は中断をせざるを得ない状況となりました。

このため、平成13年4月にマリン倶楽部を解散、そして、10月にはその運営をいたしておりました、運営と申しますか、建物は三セクのものではありませんが、そのホテルを運営しておったそのホテル自体が閉鎖するということになりましたことは、既に御承知のとおりであります。

当初計画推進に伴う計画策定、そして人材の先行確保、そして水源確保対策など、先行投資をしたものが回収することができず、今日まで会社の財務環境を圧迫してきたことは否めない事実でございます。

このような当初開発計画の頓挫から立ち上げ後の6年間で、平成2年からです。6年間で既に多額の繰越債務を抱えることになりました。現在の三セクは本町からの指定管理による、先ほど申し上げました本町の2つの施設の管理運営に当たる業務とする会社と今なっているわけでございます。

そこで、1点目のお尋ねでございますが、当時の、当時のというのは、当時の瀬戸内海リゾート株式会社です。この負債残高のことでございますが、同社の経営状況は、先に述べましたようなことが主因で、ピーク時の累積債務は事業期8期、だから平成2年から平成9年までです。8期で2億4,600万円という累積債務ができておりました。その後、経営努力などによりまして、繰越損失を平成26年度末、平成27年3月31日現在であります。先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、1億7,800万円まで圧縮をしてきたというところでございます。2億4,600万円から1億7,800万円までは圧縮をいたしております。

次に、2点目のここ数年の赤字状況の報告についてであります。合併後の平成18年度から指定管理者制度のもとに、平成18年度、19年度は、各1年ごとの契約で非公募として管理をしていただいております。また、平成20年度からの3年間及び平成23年度からの5年間は、今度は公募によって指定管理者として選定されました。

この公募によって指定管理をするということになりますと、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、やはり競争性の中でやるわけでございますので、指定管理額を少しでも下げてその競争に勝ち抜いていくということになりますので、若干無理をしておったというところもあると思います。

最近10年間では、指定管理者として、その指定管理料が低額なという管理料にもかかわらず適切な運営をし、単年度収支では7期、7年間ですが、7期連続の黒字となっているところでございます。

3点目の経営改善・財務改善の具体的対応についてであります。第三セクターの取締役会におきましても財務改善の必要性に鑑み、減資による改善を決議し、公認会計士、税理士と相談、指導をいただきながら、今期の株主総会におきまして資本金を99%減少させる減資の議決をとろうといたしているところでございます。いたしておるところでございますというのは、それは会社のほうです、私じゃなくて。そして、その減資をした99%の減資額の全額を繰越欠損金に充てる形式的減資の決議を行おうとしているところでございます。

その効果としては、第1に、減資をして資本金1億円以下になれば、外形標準課税、要するに、その資本金1億円以上に適用される外形標準課税が適用除外となります。そして、平成27年度の税制改正による法人住民税均等割に係る改正などから、中小企業となると、法人税率の軽減などで税負担が軽くなるというメリットがあります。

なお、例えとして、今期の決算額について、資本金99%を減資したと仮定して税額をシミュレーションした場合は、その差額は約100万円弱の効果となるというふうに見積もっておるわけでございます。

第2として、資本金を99%減資した場合、減資の全額を繰越欠損金と相殺する形式的減資を予定しておりまして、今現在あります1億7,800万円の繰越損失は、5,400万円まで圧縮されるということになります。

先ほど議員さんがおっしゃられた個人借入云々ということがございましたが、これは個人借入ではなくて、個人が保証する会社の借入という意味でございます。

そして、もう一点ありましたが、この5,800万円あったとしても、当然まあまだ、その5,800万円もあるわけでございますが、その中で、例えば、その債権放棄、貸付をしておる方側が債権を放棄するというふうには、それがなかなかできないという理由がまさに債権放棄を受けると、会社の収益となって膨大な税負担を負うということになりますので、なかなか単純に債権放棄を求めるといってもできないという状況にもあります。そこら辺がちょっと先ほどの御質問の中で気づいたところでございますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。

第3でございますが、当初、目的としたリゾート開発の会社から、現在では、今現在あります2つの施設の管理運営をする。だから、持つんじゃなくて、管理運営をする企業となって、業務規模に比べまして著しく資本金が過大となっておりますという関係で、身の丈に合った会社へ転換をしようということでございます。

減資を実行した後も、繰越債務は当然、額は減少しますが繰越債務は当然残っております。が、まずは減資を実行後に、経営や財務改善の状況を見極めながら、次なる対策を考えていこうということを、今、現経営者とも話し合っているところでございます。

町といたしましては、当然一株主の立場であります。第三セクターの一つ、県と町という立場にありますので、この減資、そしてまた経営改善については、私たちが努力を一緒になってしなければならないというふうに考えているわけでございます。

長浦スポーツ海浜スクエア、グリーンスティナがうらとこの2つの施設は、大変重要な施設でありまして、周防大島町にとってこれを指定管理として管理をいただいておりますこの瀬戸内海リゾートという会社と、そして、発注者である私たちというのは、一体となってこの地域の、そして周防大島町の発展につながる施設として経営的にも、そしてまた、この施設の活用としても十分に活用し、そしてまた、地域の活性化につなげていかなければならないというふうに思っておるわけでございます。

この2つの立場から、この2つの施設の適正な管理を行う責務と、瀬戸内海リゾート株式会社

の経営、財務改善を同時に進めることは、紆余曲折、困難なことも予想されますが、町議会の皆さん方にも既に何度も全員協議会等で御説明をさせていただきましたし、今、議員さんからお話がありましたように、過去の債務の状況は全く私たちは理解しなかったというお話がございましたが、当然どこまで町が主体的にやるべきものかというのは、町も一出資者である会社でありましたが、今回、町も相当主体的に取り組んで、町議会の皆様方にも相当な情報開示ということになったというふうな気持ちであるわけでございます。

そして、町議会の皆さん方の御意見や御助言も賜りながら、会計士や専門家の御指導をいただき、俯瞰的な観点から町としての立場で今後の対応をしてまいりたいと考えております。

なお、同社、瀬戸内海リゾート株式会社に対しましては、第一義的には収益を高め最善の管理運営を図ることということは、申し上げるまでもないということは申し添えていきたいと思えます。

次に、定住促進について御質問をいただいております。

さらなる定住促進のために、転入希望者に対し、あらゆる定住につながる施策の相談窓口を一本化するとともに、定住対策に特化した課または班を設置するべきとの提言であろうと思えます。

少子高齢化という我が国全体での大きな流れの中で、基礎自治体であります市町村にとって、若者の定住をいかに促進していくかという課題は大変重要な課題であります。外部から人を呼び込むことが、より地域の活性化に資することは既に常識化しているとともに、地方創生の軸に位置づけられるところでもあります。

雇用の場を増やし、若者の定住を図るということは、昨今の社会情勢や、また財政事情の中では厳しい状況ではありますが、定住促進の前提には、若者も含め外部の人との交流があると考え、交流人口100万人を一つの課題として交流事業に取り組むとともに、さらに、交流から定住へと課題の醸成を図ってきたところでもあります。

定住促進というものは、目指す課題としてはわかりやすいものの、政策としては真に幅の広いものでありまして、私は常々、この事業の所管は地域振興部門に限るものではなく、どの所属の部・課においても取り組むことのできる、また、取り組まなければならないものであると、職員にも申し上げてまいりました。

また、毎年度、予算編成方針の職員説明会におきましても、定住対策は政策企画課の専任事項ではなくて、いずれの所属の課にあっても定住促進につながる事業は必ずあると訓示をし、積極的な提案を求めてきたところでもあります。

議員さんの申されるとおり、子育て支援をはじめ、教育環境の充実も当然この定住対策に大きな影響を与えるものでございます。また、空き家対策や町営住宅の運営など、多くの行政事務が定住促進との大きな関わりを持っております。同時に、その定住促進の取り組みが、それぞれが

所管する行政サービスの延長に属するものだというふうに思っております。

こうしたことから、施策の構築は、これまでどおりそれぞれの所管する課において行い、大切なのは、これらの情報を求める転入希望者に対して、相談窓口が一本化され、迅速かつ適切な情報提供がされることが大切であると考えておまして、このたび、定住支援策を取りまとめた冊子の作成にも、今現在取り組んでおるところでございまして、例えばその、政策企画課で定住相談を受けたときに、アバウトな、この定住のためのサービスがどのようなものがあるということをお示しできる、そのような冊子も今計画をしております。

当然、それぞれの課に行かなければ具体的な、より精査されたその支援策というのは、なかなか、そこで全てが網羅できないと思いますので、当然、第一義的にそこで説明ができる体制をつくっていききたいというふうに思っております。

平成26年12月定例会の一般質問にもお答えいたしました。転入を希望する方々の相談窓口につきましては、民間目線での柔軟な発想、迅速な対応を図るため、政策企画課内に定住促進協議会を設けております。さらには、昨年10月と本年5月に地域おこし協力隊を採用し、広報活動等で連携した取り組みを行うなど、転入希望者の相談窓口として充実強化を図っており、多様な問い合わせ等にも適切な対応のできる体制として機能しているというふうに思っているところでございます。

最後に、イノシシのことですが、議員皆様方も御存じのとおり、イノシシにつきましては平成14年度です。初めて捕獲をして以来、年を重ねるごとにかなりの駆除実績が上がっているにもかかわらず、農作物の被害も増加している現状にあります。

また、行動範囲も広がりまして、住宅地のすぐ近くでの目撃情報等も多く寄せられ、その対策についても苦慮しているという状況が続いておるわけでございます。

これまで猟友会の協力によりまして、町内全域での継続的な捕獲活動を行う中で、捕獲頭数につきましては、平成25年度が1,290頭、平成26年度が1,621頭、平成27年度、昨年が1,763頭となっておりまして、平成26年は前年と比較して331頭、27年であれば142頭増加して、ずっと増加が続いておるということでございます。

今後も被害を最小限に食いとめるため、捕獲は猟友会の方々の協力を仰ぎ継続的に実施していただいておりますが、関連として、捕獲用の箱わなにつきましては、現在21基が、これくりわなだけじゃなくてですね、箱わなのほうは現在21基が猟友会の会員の管理のもとに町内の出沒ポイント各所に配置されており、捕獲に効果を上げております。なお本年度、新たに箱わな10基の購入を予定しており、購入費143万5,000円を予算計上いたしております。

参考までにですが、昨年の平成27年度の1,763頭に係るこの捕獲経費は1,234万1,000円であります。

防御につきましては、3戸以上が隣接した一団の農用地を対象とした侵入防止柵等の設置を支援する国の補助事業の活用や、町の防護柵等の設置経費補助による対策を継続的に実施していきたいと考えております。

今年度の主な有害鳥獣捕獲対策経費といたしましては、先ほど申し上げました町の防護柵等の設置経費補助として、鳥獣被害防止施設等整備費事業補助金を800万円、猟友会への捕獲に対する委託料を1,400頭分の980万円、これは1頭当たり7,000円ということでございますので980万円、また、同じく猟友会への捕獲に係るわな資材等の負担金として150万円、狩猟免許の取得費用としての補助金を86万1,000円、これらを予算計上しておりますところでございます。

また、専門家による調査研究として、山口大学と周防大島町との包括的連携・協力協定の一環として、山口大学農学部の准教授で、山口県有害鳥獣対策協議会会長であります細井栄嗣先生に、イノシシ対策について調査研究を本年度も引き続きお願いをしております、調査研究費として74万円を予算計上いたしております。

さらに、捕獲した鳥獣を資源として有効活用することも視野に入れる必要があると考え、今年度、野生鳥獣食肉処理施設等整備事業補助金を創設し、食肉処理業の許可に必要な施設整備に係る費用に対する補助金として100万円を新規に予算計上いたしているところでございます。

このように、従来からの捕獲と防御の強化、そして効果的な対策に向けての調査研究及び活用を取り入れて、この4つを組み合わせながら取り組んでいきたいと考えております。行政だけの対策には限界がありますので、町民の皆様におかれましても、畑に果実の摘み残しや残飯を捨てない等の、鳥獣が寄ってこない環境づくりにも努めていただきますよう協力をお願いいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。45分までです。

午前10時34分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員——失礼しました、西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。広田議員さんの中学校1校統合についての御質問にお答えいたします。

通告書により、平成29年1校統合は無理があり、父母や子供たちの意見を十分反映することが大事である。また、今後も十分議論する場を保障することが大事であるが、この統合問題の今

後の取り扱いについての御質問についてですが、既に吉田議員さんの答弁の中で申し上げておりますが、要約して申し上げますと、本年夏までの間は、小中学校運営協議会を中心に各学校において、教育委員会がたたき台を示しております久賀中学校への1校統合にこだわらず、子供たちがどのように育ってもらいたいのか、また、そのように育ってもらうにはどのような中学校がよいのかをまず協議していただき、その協議結果をもって、夏休み最後に開催する合同の学校運営協議会で他校の意見を交えて協議していただくこととしております。

その後、たたき台として示した久賀中学校への統合案や合同学校運営協議会で示す統合中学校の学校概要を参考に協議していただき、その意見を各運営協議会ごとに取りまとめて、意向調査票として教育委員会に11月中に出していただくこととしております。

そして、新教育長を中心とする教育委員会で方針案を打ち出し、町長が主催する総合教育会議での協議を経た後に、議会での方針説明のスケジュールを考えております。

現在は、各学校運営協議会を中心として、PTA総会での町教委や校長等の説明、保護者アンケートや地区懇談会の実施により、この問題に対する関心を高め、議論への参加を促している段階であります。今年度から配置したコミュニティスクールコンダクターの報告によりますと、各学校において積極的に取り組まれている様子がうかがわれます。そこで、この問題に関する議論が活発化し、関係者の真摯な議論により意見集約がされるものと考えております。

最後に、先ほど教育委員会の主体性という御意見がございました。

教育委員会としては、平成19年の統合方針は重いものと考えておりますので、それについて委員会内で議論し、昨年アンケート調査を行いました。そのアンケート結果をどのように解釈するか、じゃ、どこで次に話し合うか、そこを決めるところにも教育委員会の主体性を発揮しております。その中で、保護者、地域の方、教職員の代表者からなり、法的にも認められている学校運営協議会で議論していただく。そのために2月に説明会をして、その議論の進め方も1学期、それから夏の合同の学校運営協議会、また秋、そして文書にまとめた形で意見をいただき、それをもとに教育委員会としての統合案を考える。そこにも主体性を発揮できるのではないかと考えている次第です。

以上、広田議員さんの中学校1校統合についての1番目の答弁といたします。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの中学校1校統合についての2番目の質問でございましたが、小学校・中学校の統廃合問題は、ある意味まちづくりの基本と考えるが、町長の意見はどうかということでございました。

小中学校がその地域のコミュニティの中心的役割や集落機能を維持する上で重要な役割を担っ

ていることは異論のないところでございます。

特に最近では、学校運営協議会が設置され、地域の方に学習支援、環境整備及び登下校の見守りなどの活動をしていただきながら、さらには学校運営についても御意見をいただくなど、地域と学校との結びつきはより強いものとなっているところでございます。

したがって、その地域づくりの基本となるものとの考えには賛同するものでありまして、中学校統合を進めた場合に、統合により中学校がなくなった地域に与える影響がいろいろな面で少なからずあることは理解しているところでございます。

ただ一方で、この学校運営協議会の地区委員さんを対象にしたアンケート調査における中学校統合に対する意見は、65.8%が統合賛成系であり、反対系の意見は31.5%というふうになっております。この方々の意見としては統合賛成系の意見が強いというわけでございます。

この意見は、地域の方々の中でも学校に非常に関心の高い方の意見でありますので、地域の基本となる学校がなくなるおそれがあるにもかかわらず、子供たちの教育を考えたとき、学校の教育環境として、現在の規模より、より大きな学校を求める意見は重視すべきではないかというふうにも思っております。

このように、学校が地域社会にとって大切な存在であることは十分理解をいたしておりますが、統合によりまして子供たちによりすぐれた教育環境を整えて、優秀な人材を育てることも大事なことでありと考えております。

さらに、現在の小中学校は、きめ細かい指導がしやすい等の小規模校のメリットもありますが、複式学級やクラス替えができない等の小規模校のデメリットから、子育て世代の方が定住を敬遠する現実もあるわけでありまして、このような世代の方が定住していただけるような教育環境の整備も考えなければ、ますます人口減も進むこととなるのではないかと、そういうことからして大変重要な課題であるというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、小中学校の統廃合がまちづくりにおいて重要な要因となっていることは異論のないところでございまして、反対に言えば、その統合等の議論がなくても済むような生徒数の確保が一番だというふうにも思っているところでございます。広田議員さんの2番目の答弁とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） かなり時間のほうが切迫しておりますので、かいつまんで再質問を行いたいと思います。

一つがバブル期の負債の関係ですが、先ほど町長の答弁を聞くと、実際的に借入、昨年なったか、ことしになったかわかりませんが、借入が会社のいわゆる裏書部分で借入を起こしたというのが正解みたいな感じなんです、実際的に金額、これをちょっと再質問しちょきたいというふ

うに思います。借入額の。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今、広田議員さんの質問でございますが、その借入につきましては、銀行借入が約1,470万円でございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、中学校の統合問題について再質問を1件しておきたいと思いますが、教育委員会が29年度の1校統合について、また、但し書がある部分について報告した、いつも言われるのが重いものだということで答弁がされておりますが、実際的には、金科玉条のごとく、こだわる必要はないというのが私の考え方であります。子供たちが大島に隅々におっても、本当に不利益なく学校へ行ける。町村の統合前でしたら、当然近くに学校があつて、小学校でしたら歩いていける距離、中学校でしたら例外もありますが自転車通学、ちゅう格好でそれぞれ行きよつたところにあつたというのが、歴史的な経緯という部分があります。

それで、そうならないのはなぜかということで、私は今まで出してきたのが、OECD内における実際的な予算数値、これを明らかにしてきました。すなわち、国民総生産に対する実際的ないわゆる数値は幾らかということで、今まで質疑をし、答弁を求めてきました。その中で、日本の教育予算の低さが、私は既に明らかになったというふうに思うておるんです。そこに一定の歯どめをかけないと、結局は、統合問題にずんずん押しやられるというのが私の実感です。

ですから、町長も教育委員会のほうも、やっぱり国に対して、まず教育予算を増やしてくださいということも町長や教育長の仕事の一つだというふうに思うておりますが、その点で、予算要望との関わりでどうなのか。特にこの6月時期に、承知のように骨太の方針なり、そして、実際的な一億総活躍ですか、そういう方針が出されて、12月には地方議会に対して昔で言うたら内簡ですよ、いわゆる意味で言うたら、基本的な地方財政にかかわる、地方交付税にかかわる案件が出されます。そういう格好の中でずんずん教育予算も決まってくるんですが、私は、特に市町村会なり知事会なりが要求しちよると思います。国保についても、教育予算についても、ずっと要求しちよりますが、やっぱりその充実を求める要求、これは私は大事な方向性じゃないかというふうに考えておりますが、その点でちょっと聞いちよきたいなというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 国の教育予算の全体の総枠のことを御質問でございますが、当然のことながら全国町村会を通じて、私たちの立場とすれば、そういう大きな問題については全国町村会との要望で、国に対する要望というのは毎年度出ていると思いますし、当然のことながら、教育予算を充実・拡充するということは出しておると思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 町村教育長会のほうとしても、県・国に対する予算要望はしております。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次に、先ほど町長が答弁した定住促進についての再質問を1件やっておきたいというふうに思います。

この中で、私自身は2回目の質問です。それで、実際的に職員が行うのは、全体の枠として当然、例えば定住促進やら、実際的な地域住民の要望、これをどうかなえていくかというのが実際的な仕事の範囲だというふうに考えております。それは当然だろうというふうに思います。定住促進だけじゃなしに、いろんな町民要求、これを実現していく。そのために町の職員があるんだということは当然のことだというふうに思います。

そうした中で、先ほど答弁いただいたんですが、実際的に例えば、町の場合いろんな計画書が提出されます。例えば私たち所管の委員会でしたら、去年から今年にかけて3つぐらい出てきております。実際的には子育て支援とか、環境を守るとか、そういうふうなのを例えば不十分であっても、ここの課に行ったら、今、大島町が取り組んでいる状況の説明ができるぐらいの資料は最低置いちゃったらどうか。住民が来てからパソコンを開いて各課の調査をするのではなしに、実際的にはいろんな課ができますから、実際的にはそう回しているのかどうか、改めて再質問の中で聞いちゃきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、子育て関係の支援策の今ガイドブック的なものを作成中でございます。そういったことで、各課のいろんな施策等を網羅したものをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう一点は、通告して先ほど言っていない部分で1つあります。

これは議長、時間の関係で書面答弁、これをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） どういうことか、ちょっと理解できんのじゃが。

○議員（4番 広田 清晴君） 定住促進建設について、今年度、建設と工事費ですね、それと土地代で1億円ぐらいついたよと。それについて、実際的にはいろんな町民から疑問が提出されておるよと。その疑問について答弁を求めるということで、例えば私が聞いたのは、最初から土地の場所が決まっていたんじゃないか。それと、もっと安い用地にしたらどうかと。それとか、小松方面だけでもいいようになるんじゃないかとか、いろんな例えば私のほうに、私はそういう意味で提案したんじゃないわけですが、実際的にはいろんな疑問が提出されちよるわけです。

その中で、答弁を求めるように言ったわけなんです、事前通告しちよったわけなんです

が……

○議長（荒川 政義君） 広田議員。いま再質問の話じゃから、答弁漏れはあなたのことです。それから、初めに質問できなかったというのは、それはいろいろ理由があるんじゃないと思うんじゃないけど、別の段階でから直接執行部に訪ねて。そうして下さい。

○議員（4番 広田 清晴君） それじゃ、言われるように、今の土地の問題、そしてその他の問題については、一応通告文書で出しておりますので、丁寧な答弁だったために時間がなくなりましたので、ぜひお願いしちよきたいというふうに思います。

それと、再質問の中でイノシシ対策ですが、これも端折って質問ということになりますが、今までも頂点がわからんわけです。実際的な所管課においても、全体にしても、だいたい今、生息数がどのくらいおらんかと。その生息数について全然わからないという状況なんです。それは、例えばいろんな調査も、今こっだけ発達したら、ある程度、調査概要は出てくるんじゃないかと思うんですが、それは全く無理なんか、今の科学じゃ無理なんか。いや、率直に考えちよかんと、私はあるとき、大阪町人会じゃったかどっかで、今後10年は少なくともイノシシ対策が主でしょうということ言うたんですが、そのような方向になってもちよっとまずいんで、ある程度目安的なものは、1年にほいじゃ何頭ぐらいとったら減少に行くんじゃないという方向性は、ある程度出てこんのんですか。これちよっと率直なことを聞いちよきたい。例えば、今1,800頭ずつとってきたが、少なくとも2,500頭ぐらいとれば少のうなっていくよ、というような下限ラインとかいうのは、全然わからんのですか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） イノシシ対策、担当課・担当部として大変困っております。もう再々、定例会の一般質問においても各議員さんから質問を受けまして、対策を。町長からも出来ることはやれというふうに指示がありますので、何でもやろうとは思っています。

ただ、今実際にやっているのは捕獲と防御しかないと考えております。先ほど、広田議員さんから何頭とったらいいんかという話もありますが、今、私が手持ち資料で持っている繁殖という項目があるんですけど、繁殖期は12月から1月にかけて始まり約3カ月間続くと。出産は通常、年1回、春に行われるが、春の出産に失敗した雌の中には秋に子供を産む。妊娠期間は約120日ということで、ウリ坊ですか、平均約4.5頭産むそうです。初めて産む年齢は通常2歳ということで、とりあえず今は、とつてもとつてもまた産まれるということなんで、ちよっとそれはなかなか回答が難しいと思いますので、今のところは、先ほど何回も定例会で言ったように、町長答弁で言ったように、捕獲と防御しか、今のところ手はないように、担当課としては考えております。

○議員（4番 広田 清晴君） 終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、10番、平野和生議員。

○議員（10番 平野 和生君） 10番、平野和生。通告のとおり次期町長選における町長の意向を問うということで、一般質問をいたします。

椎木町長は、平成20年10月の町長選挙に、合併してよかったと実感できるまちづくりを目指し、見事に初当選され、財政の健全化やにぎわいの創出に大きな成果を上げられました。その後、平成24年10月には、にぎわいの創出をさらに進め交流から定住へを目標に掲げ、再選を果たされ、交流人口は98万人まで増加し、定住者・移住者も増加しております。

また、合併時より椎木町長が一番に取り組んでこられた財政の健全化は、経常経費の削減、基金残高の増加、町債残高の減少に加え、各財政指数も大幅に改善されるなど、大きな実績を残しております。これらの実績や成果もありますが、人口減少はいよいよ進み、さらに大きな課題となっており、地方創生に本格的に取り組まなければなりません。昨年度よりの久賀・大島地区の公共下水工事、今年度から始まるであろう浮島の海底送水事業、いつ起こるかわからない南海トラフにおける南海・東南海大震災に備えての災害対策、現在の高齢化社会においての高齢者福祉対策等、まだまだ問題は山積しております。

昨年12月に策定されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる4つの政策の基本目標を実現していくためにも、ぜひとも椎木町長の続投を望むものであります。この重要な時期に椎木町長のすぐれた行政手腕に期待し、出馬の御意志につきまして明確にお答えをいただきますよう、改めてお尋ねいたします。

以上。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんから、町政運営についての御質問をいただきました。

まずもって平野議員さんには、私の町政運営に対しまして高い評価をいただくとともに、温かいエールを頂戴し、誠にありがたく存じるところでございます。

私は、平成20年の10月、初当選をさせていただきました。そして、平成24年の10月には、観光交流人口100万人を構想しておりましたが、この観光交流人口100万人構想をさらにステップアップした、交流から定住へをキャッチフレーズにして定住対策を一番に掲げ、再選をさせていただいたところでございます。

この間、町議会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様から大変な御指導と御協力をいただきながら、職員とともに町の将来像であります「元気にここ安心の島」を目指し、各種の施策に取り組んでまいったところでございます。

私の町長としての任期も、残すところあと5カ月というところまで迫ってまいりました。新年度、この4月を迎えまして、相当数のいろいろな団体から早々と推薦をいただくとともに、また、多くの皆様方から次期町長選挙への思いを聞かれるという、そういう時期になってまいりました。

しかしながら今現在、地方創生という、過去にない、これまでにない新たな取り組みの時期であることや、そういう時期であり、なかなか次期選挙に対する取り組みに、考えがなかなか回っていなかったということもございました。そしてまた、そうは言いましても、年齢的なこともございます。そして、年相応の健康に対する不安というようなものもありまして、いろいろ躊躇・逡巡する時を過ごしていたというのが実態でございます。

省みますと、この間、私が町長に就任して、町長としての一番の取り組みであります。今、平野議員からも御質問の中にもありましたが、町長としての一番の取り組みは、やはり合併直後のあの厳しい財政状況を経験している私は一人として、各いろいろな政策を打たなければならない状況にありますが、そのベースになる財政の健全化というのが第一であったというふうにも思っているところでございます。住民福祉の充実を図りながら、なおかつ行財政改革を進め、そして、財政健全化に努めてまいったところでございます。

おかげさまで、合併時より単年度で、人件費でいえば8億円の減少、そして公債費は、借金の返済でございますが、毎年度の借金の返済は合併時より約11億円を減少させる。そして、借金の残高でございますが、合併当初262億円あった町債の残高を約86億円減少するということことができました。そして、財政調整基金におきましても51億円余りを造成し、今ようやくであります。中期的な財政運営への道筋はつけられたものというふうに感じているところでございます。

これもひとえに議会並びに町民の皆様の御協力のおかげでありまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

このように、財政的にはある程度の成果が出てきている反面、今、議員さんからもおっしゃられましたように、人口減少問題は合併時よりさらに大きな課題となっております。観光交流人口100万人という構想の中で、新たに観光の柱として瀬戸内のハワイを発信、そしてまた体験型修学旅行の誘致などを通じて、昨年の観光交流人口はようやく100万人に近づいた98万人というところまでまいったところでございます。

そこで、98万人といいますと、ようやく100万人に今手が届くところで、100万人というのが本当の夢のような話でございましたが、現実の数字となりつつあるというところでございます。

今後は、この近海で発見されましたアワサンゴなどの貴重な海域でのエコツアーとか、または小型クルーザーによるクルージング、そしてバイクや自転車ツアーなど、過去になかった観光資

源の掘り起こしを進め、観光交流人口100万人を達成したいと思います。町内で働く場を確保するとともに、交流人口をいかに定住につなげていくかが、今後の一番の課題だというふうにも感じておるわけでございます。

私は町長としてこれまでさまざまな形で、議会の皆様方をはじめ、各自治会の代表者の皆さん方や、ワンテーマディスカッションという形で町民の皆様方と直接お話し、そして町民の皆様方の声に耳を傾けて、そうした中から子育て支援の充実など政策に反映させてまいりました。

これからは、さらに大胆な行財政改革を推進するという考えがあります。そして、このさらなる行財政改革を推進した後の効率化を図るとともに、さらに充実した子育て支援による定住策、そして、さらに実効性のある防災対策、さらなる健康寿命の延伸などの重点課題に全力を尽くしていくことが、今の私に課せられた天命であるというふうに思いをいたすに至ったところでございます。

ここに、次期町政運営の重責を担わせていただくべく、10月の町長選挙に臨みたいと決意をいたしましたところでございます。町議会議員の皆さん並びに町民の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（10番 平野 和生君） 力強いお言葉、ありがとうございました。ぜひとも頑張ってくださいと思います。継続は力なりと申します。本来なら、ことしだけじゃなく、もう4年後もと質問したいところですが、まだまだ健康面は僕が見る限りは大丈夫です。東京で一緒に歩いても、すたこらさっさ僕を置いていかれるぐらいのスピードで行きますので、ぜひとも頑張ってください。

以上で質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で平野議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第2号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）から日程第4、議案第4号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は6月6日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第7号周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

6月6日の本会議において所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、総務文教常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、常任委員長の審査報告を求めます。魚原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（魚原 満晴君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、6月6日に委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第

7号について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

委員より、過去の犯罪被害により苦しんでいる方が相談した場合に対応できるのかとの質問に対し、条例制定前の被害であっても相談があれば、関係機関に連絡して対応できると考えているとの答弁でした。

専門的に対応できるのかとの質問に対し、被害の内容により対応が異なるので、それぞれの機関に連絡して対応していただくことになるとの答弁でした。

関係機関へ連絡するシステムがあることを町民への啓発方法はとの質問に対し、広報や講座・講習会を考えているとの答弁でした。

広報に掲載するのであれば、わかりやすい言葉で、印象づけられるようにしていただきたい。また、掲載は繰り返し行っていただきたいとの意見がありました。

また、民生委員、学校、社会福祉協議会などにもしっかり理解していただくことが大事であるとの意見もありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

これから、討論、採決に入ります。議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、発議第1号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。平川敏郎議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 本日提案いたしました、発議第1号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

議会改革ということで、議員定数削減が全国的に広がっております。一方、議会改革は持続的な地域民主主義の実現であり、住民自治を実現させるための条件として議論しなければならないとの意見もあります。

従来、御存じのように、議員定数は人口規模で決まっておりました。その後、法定上限数に改正され、現在は、それも撤廃され、自治体の責任で決めることになっております。

本町の人口は、合併時の2万2,406人から、平成28年4月1日現在、1万7,465人と、11年6カ月で4,941人減少しております。

平成26年7月1日現在の人口1万5,000人から2万人の全国市町村の議員定数の平均は14.7人であり、議員1人当たりの人口は1,180人となっております。

平成16年に周防大島町が発足する前は、4町合計で56名の議員が在籍しておりました。合併の際には、近隣では珍しい在任特例を適用せず26名の定数、そして、平成20年には6名減の20名、さらに、平成24年には4名減の16名で議会構成をしたところであります。

御承知のとおり、平成27年6月に議員定数削減の要望書が提出されて以降、議員定数現状維持、議員定数増など、さまざまな要望書が提出されております。これらの要望書を受けて、平成27年9月11日の全員協議会から各議員の御意見をお聞きし、事あるごとに議論を重ね、集約して、議長判断により結論に至ったのが、本日提案しております、現況の16人の議員定数を2名削減して14人に定めようとするものであります。

昨年策定された周防大島町人口ビジョンにおいても、高齢化の町であることから、自然減による人口減少は今後も大きく進むと考えられております。

一方、本町の面積は138.09平方キロメートルであり、周囲を海に囲まれ、地域ごとに小さな集落が海岸沿いにあり、有人離島が4つある現状を考慮すると、町民の声を聞いて対応する議員定数については14名がふさわしいと考えるところであります。

議員定数には合理的な基準はなく、これが妥当だということはないということを議員各位も十分御認識のことと存じます。今後も社会情勢の変化に伴い、協議検討していくべき課題であると思っております。

このたびの提案は、3名の議員の賛同をいただき提案するものであります。

議員各位におかれましては、全会一致の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） まず第１点、これは町民要求との関わりであります。

御承知のように、町民の皆さん方から今までもずっと議員は多過ぎるじゃないかというような意見が出てまいりました。それで、私はその都度言ってきたんですが、議員数が多い少ないの前に、議員、議会というのは、その町々の議会として、どう仕事をしていくのか、各議員がね。そしてまた、議会そのものは町民の要求にどう応えていくのか、これが議員定数削減云々の前より必要なことなんだということを言うてきました。

今、提案者のほうの話の聞くと、いわゆる議会改革は定数問題というふうに短絡的に結びつける。これは、私はいかがなものかという立場であります。議会改革といえば、今言いましたように、町民の皆さん方にどう応えていくのか。そしてまた、実際的には是非の前に具体的に町民にどう応えていくこと、これが一番大事な視点だと。これ抜きに私は議員定数問題は云々すべきじゃないということを考えておりますが、提案者の立場から、議会改革イコール議員定数の問題なんだという位置づけになったのは、どういう考え方なのか聞いておきたいというふうに思います。

○議員（２番 平川 敏郎君） 今、広田議員が、質疑がございました。要望書が出まして、昨年の９月１１日から全員協議会を開催し、出席議員の半数以上の意見が、まず最初に財政要因、それと２番目が近隣市町の対応、横並びの要因、それと人口、先ほど申し上げた人口の要因、これが大半だったと思います。

その中で、先ほども町長の出馬表明にありましたけど、大胆な行財政改革をして今度出馬表明をされました。我々一人一人がこの定数は議員が決めるわけです。その中で、全員協議会、いろんな論議の中で半数以上はそれが出たということは、私は提案者の一人として、もう模擬の採決だったんじゃないかということで、これを提案したわけでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 私たち議員ですから、それぞれ実績について聞きます。町民の皆さん方に、議会構成費は幾らなんだと、他市町村はどうなのかということをお答えしていくとともに、実際的には、今回の要望書と言われる数、例えば全体として見直しですが、今回初めて複数の方から、いやいや、全体の金額は低く抑えてでも１８名にしてください、してくださいということが出ました。そのことについて、どういう重み、いわゆる要求を聞いてということですから、その声にどう応えるのかという点も非常に大事な部分ではないかというふうに思いますが、その点でどう

でしょうか。

○議員（2番 平川 敏郎君） 今、そういうお話がありました。私は、全員協議会でも申しあげましたが、昨年の町が主催される防災の研修会の終了後に、広田議員はおられたかどうか知りませんが、それは知りません。その際に、住民の方から何を言われたかと。議会は仕事をしようんかと。これだけ自主防災組織をつくれと言うのに、きょうの出席人数は何人かと。仕事をしようらのやろう。人数なんかこんなに人数、16名要るかというお叱りを受けました。これを全員協議会でも私は申しあげました。

それと、よく考えて下さいよ。今、旧久賀町です。選挙区が小選挙区で今やられておられます。全国区でやられておりませんが、旧久賀町は2名です。少ない2名でやられておられて、これを例えばの話ですよ、例えば久賀が3名で、掛ける4町で、4を掛けて12名です。それプラス久賀が少ない、人口もエリアも少ないちゅうことで、それプラスアルファにしても、14名が妥当というのを全員協議会で申しあげましたが、それも要望書の中に、どなたかちょっと記憶にないんですが、住民の要望にもあったことで、私は、この提案をさせていただいておる。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 3回目です。実際に考えてみてください。皆さん方は、少なくなればなるほど活力が出てくると。いろんな意見が集約されて、よくなっておりますが、定数が減れば減るほど声が届かなくなるという実態も考えちゃってほしいなというふうに思います。

私は常々、この29年間言い続けたことは、議会へ町民の声をどう届けていくのか。それで、1回にはその要求実現ができなかったも、何回も何回も同じことをするによって、やっぱりちいとずつでも変わっていくのが町政だということ言うてきました。

実際的に、確かに議会のこの議場での意見はすごい少ないと思います。そして一般質問、これも今度研修に行く予定の沖縄、これも見てわかるように、昨年行ったんですが、3分の2ぐらいがいつも一般質問をやりよるわけですよ。そういう議会から見たら、すごい差があるというふうに見ております。

その中で町民の声を、今、久賀の例をとられましたけど、例えば小ブロック制で見るとはなしに、全体の周防大島町で何人がいいのかという視点が、もうちょっと持つべきだという点を明らかにして。確かに私も批判されます、言われるように。あんたがおってもおらんでも関係ないよ。議会は進みよる。非常に残念な批判を受けます。されど、私がつまる、つまらんじゃあなしに、問題は議会全体がどうたくましく住民の声に答えていくか、そのことを申し上げたい。個々の問題じゃないんです。全体として定数を確保して、そして維持していく。これが将来の周防大島町、ずんずん定数を減らせば減らすほど少なくなっていく。これも客観的事実ということ

を述べて、質問を終わります。

○議員（2番 平川 敏郎君） ありがとうございます。ちょっと反論で、広田先生にはこれから先ずっと平行線になるような気がします。

しかし、今、一般質問の云々というのを言われたんで言いますけど、各担当部長さんいわく、一般質問は出ないけど、担当部署に来て、こういう提案がある、こういう苦言があるとかいうのを届けられている議員さんもおられるということで、一般質問をしないというように議員さんの卑下するちゅうのは、ちょっと僕はいかがなもんかなと思います。これはちょっと反論しておきます。（発言する者あり）

以上で、同じことを繰り返すようですが、この定数には合理的な基準がないというのだけは、私は、これは声を大にして言いたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。松井議員。

○議員（9番 松井 岑雄君） 大変いい提案をしていただきましたので、ひとこと賛成の意味でお答えしておきたいと思います。

やはり人口減少、いわゆる限界集落が多くなりました大島町におきましては、これから人口はもっと増えるだろうというのは考えにくいんです。減ることは絶対に今から考えられることです。

したがって、時代の即応に合わせたものが、やはり議会としても、正しく動く議会人であってほしいなというのを思っておりますので、非常にいい提案をしていただきました。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようであります。平川議員、御苦労さまでした。

以上で、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議員定数削減、これについて反対の立場から討論しちよきたいというふうに思います。

先ほども質疑の中で明らかにしましたが、私は、この議員定数問題を論じる前に、議員の仕事、議員の役割、それは何のために存在するんか、これがまず第一なんだということを言い続けてまいりました。皆さん方、きょう、たまたま傍聴者の方が多いですけど、傍聴者の方、議員の方にぜひ聞いていただきたいのは、議員というのは、一つは要求を実現すること。そして、全体として町政を監視すること。そして、その要求はその時々を議会を通じて行います。これが議会活動の大きな要求の存在理由の一つなんです。

それと、もう一つ、議員が少なくなればなるほど、実は町民の皆さん方と距離が遠くなる。一人一人の議員が本当に遠くなっていきます。当然、例えば合併前でしたら五十数名おりましたから、それぞれ近くの皆さん方と話ができました。しかし、広がった中で定数を考えるときには、少なくとも議員の皆さん方がどういう趣旨で議員活動をしようか。これが皆さん方にわかってもらわんにゃあいけん。それについては、今の16そのものも少な過ぎるじゃないかというふうに考えます。

それと、よく言われるのが、ほいじゃあ議員は無駄かどうか。多額な支出をしているかどうか。この基準は、それぞれ決算予算の中で出てきます。それを論じるのが議員です。例えば、職員も入れての議員定数問題を考えるとき、構成比率というのがあります。構成比率、余り聞きにくいと思いますが、実際的には、予算に対して議員支出、そして職員支出、それを含めて構成比がどのくらいなんかと言うた場合に、例えば、平生や田布施、これのときには平成26年度決算ですが、1.5ぐらいの水準です。それで、例えば同年度、構成比率で見ますと周防大島町はそれ以下です。客観的な数値、無駄があるかどうかの数値はそこにあると、これが、そこを見るのが議員の仕事なんです。

ぜひとも傍聴者の皆さん、議員の皆さん方もわかってほしいのは、それを調査する莫大なエネルギー、調査します。このことが大事なんです。先ほど提案者から苦情を各課に持っていく議員が多いよということを言われました。だから、一般質問の数は少なくてもいいんだと。確かに有力な議員さん方は直接各課に行かれるでしょう。しかし、私たちは皆さんの前で一般質問を通じてやる。これが私は議会のルールだというふうに考えております。その意味からも、やっぱり定数の確保、それはしとかなきゃいけないというふうに考えております。

次に、次代を担う若い人たちがどうなのか。ずんずんですね、数が減れば減るほど無気力議会になっていきます。例えば、私が言うまでもなく、定数を減せば、立候補者そのものを抑える傾向にあります。立候補者を押させると、現状の皆さん方が有利ですから、次から次には出にくくなる。このように考えております。本当に次の時代の議員を残そうと、定数は残せと言うならば、少なくとも現在でも非常に少ない16は、絶対の確保事項だというふうに考えております。ぜひとも皆さん方誤解のないように、議員個々、議会は無駄なものではありません。チェック機能を果たすのが議会であるし、そのことに対するエネルギー、これも大変です。このことを述べて、今回の議員定数16から14に減らす。この点については反対しちよきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 今回、議員発議により議員定数現行16人を14人に削減する

議案につきまして、私は賛成の立場で意見を申し上げます。

先の議会全員協議会で議員定数削減についての意見を申し上げましたが、改めて議員定数削減について賛成の立場で意見を申し上げます。

住民の代表である議員が何人で議会を構成していくかは、住民の声を聞き、最大的意思決定をしながら、行政のチェック機能を果たしていくことは議会の基本事項であります。議員定数については、その上限が地方自治法によって制限されていましたが、平成23年の地方自治法の改正により上限が撤廃されました。議員定数を何名にするかは各自治体の意思により決定することが可能になりました。

しかし、議員が何人必要なのか、議員は何人が適当なのか、明快な理論的な根拠はありません。難しい問題ではありますが、これまでに周防大島町議会は議員、議会みずからの判断によって議員定数も、合併前56人、合併後26人、20人、そして現在は16人です。選挙時にそれぞれ議員定数の削減に取り組んでまいっております。

まず人口であります。昨年10月に行われました国勢調査の簡易国勢調査の結果、測定値が公表されました。本町は前回の国勢調査から1,881人の人口が減少しております。このように人口が県下でも大幅に減少している周防大島町であります。また人口ビジョンでも、今後、人口減少が続くことが予想されております。

さらに今の経済、財政状況であります。本町の3年前に行われました町議会議員の一般選挙の年の決算で、町税収が13億8,800万円でありましたが、今年度の当初予算では町税収は13億1,100万円を見込んでおります。町税収は3年前と比較しますと約7,700万円の大幅な減少になっております。7,700万円も自主財源が減っているわけであります。

本町の財政は、平成26年の財政力指数18.3%であり、県下でも財政状況の最も低い町であります。貧乏な町であります。身の丈に合った行政改革、議会改革に取り組まなければなりません。

また、自主財政の乏しい本町では、まことに厳しい財政状況が続いております。

さらに、起債残高は類似団体を大きく上回り、産まれた子供からお年寄りまで、町民1人当たり106万6,000円の借金を抱えております。この現状を議会もやはり先頭に立って、身を削る覚悟でそれに応えるという姿勢を示すことが必要だと思います。

さらには、近隣の市町なんかと比べてはいけないと言われてますが、やはり住んでいる人たちにとってみると、隣の市町がどのような状況であるかということが気になるころであります。既に議員定数については、御案内のとおり柳井市が人口3万2,694人、光市が人口5万1,084人で、議員定数はともに18人です。平生町が人口1万2,609人で議員定数は12人、田布施町が人口1万5,244人で議員定数は13人です。本町の人口は1万

6,968人で議員定数は16人であります。人口的には、本町と最も類似しております田布施町が、議員定数が13人であります。つきましては、人口に対する比較では、議員定数16人の周防大島町は多いと言えます。

国会においても人口による1票の格差を巡り、衆参両院の国会議員の定数削減について議論されています。発端は、人口の格差による違憲であるとの最高裁の判決が下されております。議員定数は各自治体において、人口、面積、財政状況、社会情勢等によって議論されておりますが、最終的には、議員定数は人口の規模にウエイトを置き決定されております。

議員は、地域で町民の多様な要望を反映するためには、議員の人数は多いほどいいという考え方もありますが、周防大島町の場合、現在一応、上下水道、電気、道路、橋、水路等のインフラ整備は整っております。これからの議会は、政策にウエイトを置いた議員活動が求められております。町民皆さんが言われるように、議員は少数精鋭で日常頑張っている。頑張れとの声にも理解できるわけであります。

したがって、議会改革の一環であります議員定数削減は天の声であり、民意と受けとめて、個人的な理由、エゴだけではなく、将来の周防大島町の発展のためには、私は議員定数の削減をするものであります。

また今後、議員定数を増やさなくても、女性や若い人、職種の違う人など、議員として立候補をしやすい条件整備に努める必要があると思います。

今回は、私は議員発議により提案されております、現行の16人を14人に改正しようとする議員定数の削減に賛成するものであります。議員皆様方の賢明なる御賛同をいただきまして賛成いただきますよう、よろしく願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 柳井地区広域消防組合議会議員の辞職の件

○議長（荒川 政義君） 日程第7、柳井地区広域消防組合議会議員の辞職の件を議題とします。

魚谷洋一議員より、柳井地区広域消防組合議会議員の辞職願が提出されております。お諮りします。魚谷洋一議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、魚谷洋一議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

追加日程第1. 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

○議長（荒川 政義君） ただいま柳井地区広域消防組合議会議員が欠けました。お諮りします。

柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。議事日程を配ります。

追加日程第1、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域消防組合議会議員に久保雅己議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました久保雅己議員を、柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました久保雅己議員が当選されました。

久保雅己議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。よろしく申し上げます。

日程第8. 議員派遣について

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手多数であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成28年第2回定例会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 広田 清晴

署名議員 久保 雅己

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員